

さいたま市と松竹株式会社との文化芸術都市の創造に関する連携基本協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と松竹株式会社（以下「乙」という。）は、文化芸術都市の創造を目指すことを目的として、相互の連携を強化し、文化芸術都市の創造に関する施策を推進するため、以下のとおり連携基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、さいたま市文化芸術都市創造計画に基づく文化振興について、甲と乙が連携協力して推進することで、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 文化、芸術の振興（文化芸術都市の創造）に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連絡調整窓口）

第3条 甲と乙が前条に掲げる事項を効果的に、かつ、円滑に推進するために、両者に窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（本基本協定の変更）

第4条 甲と乙のいずれかから、本基本協定の内容について変更の申し出があったときは、その都度協議を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本基本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本基本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第6条 本基本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本基本協定の有効期間満了の30日前までに、両者から本基本協定の解約の申し出がないときは、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本基本協定に定めのない事項及び本基本協定の内容に関して疑義が生じたときは、両者が協議して定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を所有する。

令和4年9月6日

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長



東京都中央区築地4丁目1番1号

乙 松竹株式会社

代表取締役社長

